

## 第5章

# イスタンブルの都市発展と都市財政

### はじめに

イスタンブルは、オスマン帝国の首都として繁栄と衰退を繰り返し、長い歴史の中で人口の急増と急減を経験してきた。1923年のトルコ共和国成立以降首都ではなくなったが、それでもイスタンブルは首位都市として、また、トルコ唯一の工業都市として、時期によって急速にあるいは緩やかに発展してきた。1980年代以降、トルコ政府は経済自由化政策を進めるが、これにより国民経済は急速に発展し、イスタンブルも再発展を開始した。

イスタンブルの再発展は、同市の抱えてきた都市問題、なかでも2つの都市問題を深刻化させた。ひとつは、イスタンブルが発展した1950年代から70年代に急増し、80年代にもなお増加していた大量の不法占拠住宅の存在であり、もうひとつは、都市基盤の脆弱性の露呈である。本章ではこの不法占拠住宅の存在と脆弱な都市基盤（とくに上下水道問題）に対処するため政府がどのような政策をとり、また政策の問題点はどこにあるのかを、とくに都市財政に注目して検討する。

## 第1節 1980年代の自由化政策とイスタンブル人口の急増および市域の拡大

### 1. 1980年代の自由化政策

保護主義と輸入代替政策に依存してきたトルコは、クーデタの発生した1980年以降、輸出奨励と世界経済へのトルコ経済の統合に向けて政策を転換した<sup>(1)</sup>。世界市場における競争力を強化するために、公共部門主導の経済(エタティズム)に民間重視の姿勢と競争主義を導入した。こうして経済実績と経営効率を向上させ、国民の「社会経済的福祉」を達成することを目標とした。具体的な経済措置は、外資の導入、国営企業の民営化であったが、「社会経済的福祉」達成のための社会的措置として、効率的な社会サービスの確保を目的に広域行政を導入し、自治体による外資導入も容認した。

トルコは、1970年代後半に对外債務支払い延期を要請せざるをえなくなり、79年と80年にはマイナス成長となった（それぞれマイナス0.6%，マイナス1.1%）。これは、第一次石油危機とそれにともなう世界的な経済停滞にもかかわらず、大規模投資を継続したためであった。こうして1970年代後半には経済成長率は、年率1.9%にとどまった（表1参照）。1980年のクーデタと83年の民政移管後、経済自由化政策は急速な経済成長を実現した。1980年代前半には成長率は年率4.7%，後半には5.7%となり、90年代初期にも4.7%を維持した。なかでも工業部門の成長率は1970年代後半に年率1.8%にとどまったのに対しても、80年代には7.7%，90年代初期にも5.8%を達成した。工業部門の成長率は、農業部門の成長率はもちろん、サービス業部門の成長率よりも高かった。

国民総生産は1980年から93年に1.91倍に増加し、1人当たりの国民総生産もこの時期に1539ドルから2888ドルと、1.88倍に増加した。しかしながら、对外債務は1980年の191億ドルから93年には674億ドルと、3.53倍に大幅に増加

表1 トルコの経済概況（1975～93年）

人口 (1,000人)	年平均増加率					対外債務残高 (100万ドル)
	人口増加率 (%)	国民総生産 (%)	農業部門 (%)	工業部門 (%)	サービス業 部門 (%)	
1975	40,078	—	—	—	—	—
1980	44,438	2.1	1.9	1.7	1.8	19,119
1985	50,306	2.5	4.7	0.2	7.7	26,010
1990	56,098	2.2	5.7	2.1	7.7	49,035
1993	59,869	2.2	4.7	0.6	5.8	67,356

(注) 各項の増加率は該当期間内の増加率である。たとえば、1980年に記してある数値は上段の1975年から1980年までの期間内の数値を示す。

(出所) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *Turkey in Statistics 1994*, Ankara, 1994, pp. 33-39, 104, 110より作成。

した。

経済自由化は、地域的にはイスタンブルと、イスタンブルの位置する先進的な西部地域に恩恵を与えていた。1980年までの輸入代替工業化政策も、輸入に対抗するために工業製品価格を高くし、工業製品を生産できる西部地域に有利に作用してきた。1980年以降の経済自由化と民間重視政策は、輸出用工業製品を生産できる地域であって、民間大企業の集中する西部地域、とくにイスタンブルに恩恵をもたらすことになった。

トルコ随一の工業都市イスタンブルには、1990年にトルコの大規模企業500社のうちほぼ半数の242社が集中する<sup>(2)</sup>。大規模国営企業については91社のうちイスタンブルには6社しか存在しないが、大規模民間企業は409社のうち236社が集中する。また、1993年には大規模企業500社による付加価値生産額の39.0%をイスタンブル工業会議所に所属する企業が占め、92年の35.4%をさらに上回った<sup>(3)</sup>。ちなみに大規模企業500社の雇用者70万3000人（1990年）は、90年の製造業人口278万人の25.3%にあたる。

歴史的には、工業都市イスタンブルは以下のように展開してきた。1913年にイスタンブルの製造業就業者は5万5000人を数え、このうち1万5000人は

大規模企業の就業者であった<sup>(4)</sup>。1950年には製造業事業所は1万6100カ所を数え、全国の19.5%を占めた。製造業就業者は6万5400人で、全国の30%を占めた。また、大規模企業は650社で全国の40.8%を占め、労働者数は22.8%を占めた<sup>(5)</sup>。1964年に人口の7%が集中したイスタンブルは、大規模企業1293社（全国の42.9%）を抱えた。労働者数は11万4000人で、これは全国の35.0%にあたる。また国民総生産の18.3%，工業生産の40%を占めた<sup>(6)</sup>。

さらにイスタンブルは、経済自由化とともに民営企業の活性化のなかで急激な経済発展を始め、人口は1980年代に急増した。後述するように市域拡張による増加とは別に、市域拡張の影響を受けない1980年代後半においても年平均人口増加率は3.87%を示し、70年代の2.66%を1ポイントあまり上回った。

## 2. イスタンブルの人口増加と市域の拡大

イスタンブルの人口は、4世紀、コンスタンチノープルの時代に20万人を数えたが<sup>(7)</sup>、1453年オスマントルコの首都となった頃には8万人に減少した。16世紀後半には100万人に増加したが、18世紀末には戦争、火災、疫病によって50万人以下になった。トルコ共和国成立直前の1922年には71万人であった。

トルコ共和国の成立後、イスタンブルは首都ではないがトルコ唯一の工業都市として発展した。1940年の人口は74万人であり、27～40年の年平均人口増加率は0.54%と緩やかな発展にとどまった。第二次世界大戦後、イスタンブルの人口は1960年に147万人、70年に213万人、80年には277万人となった。年平均増加率は1950年代後半で2.94%，60年代に入って3.81%となり、比較的急速に発展した。1970年代には2.66%となり、再び緩やかな発展にもどった（表2参照）。

ところが、1980年代になるとイスタンブルの年平均人口増加率は9.09%に急増し、90年に人口は662万人になる。より詳しくみれば、1980年代前半には年平均増加率は14.6%で85年の人口は548万人であった。これに対して1980年

表2 イスタンブル市の人口（1955～90年）

(単位：1,000人)

	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990
都市人口	6,771	8,477	10,376	13,194	16,351	19,165	26,418	31,805
イスタンブル市人口	1,269	1,467	1,743	2,132	2,547	2,773	5,476	6,620
イスタンブル県人口						4,514	5,572	6,754
市(中心都市)人口比率(%)						61.4	98.3	98.0
期間	1955～60	1960～70	1970～80	1980～90	1985～90			
都市人口増加率(%)	4.60	4.52	3.80	5.20	3.78			
イスタンブル市人口増加率(%)	2.94	3.81	2.66	9.09	3.87			

(出所) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *1985 Census of Population, News Bulletin*, 1986, Table 15, および*1990 Census of Population, Administrative Division*, 1991, pp. 9-14, 23-36より作成。

代後半には3.87%と、60年代の増加率とほとんど同じである(表2参照)。1980年代前半の人口急増は、80年にクーデタで成立した軍政府がサービス提供の効率化を主唱して導入した広域行政による市域拡張に、おおいに依存すると見なしてよい。

イスタンブル県の人口とイスタンブル市の人口が、このことを裏付ける。すなわち、イスタンブル県は1980年には19郡から成り、イスタンブル市もこの19郡をそれぞれ部分的に組み込む形で19地区から成っている。19郡の都市人口合計は451万人であり、農村部に23万人が居住していた(表3参照)。このときイスタンブル市の人口は277万人で、県内都市人口の約61%を占めたにすぎない。1985年には、イスタンブル県は25郡から成り、イスタンブル市は25郡をほとんど組み込む形で25区から成立している。25郡の都市人口合計は557万人であり、農村地域に27万人が居住している。このときのイスタンブル市の人口は548万人で、県内都市人口の約98%を占めている。したがって1985年の市域をもとに考えれば、80年のイスタンブル市の人口は277万人ではなく、19郡の都市人口合計451万人と見なすことができよう(表2参照)。

1990年にはイスタンブル県の都市人口合計は675万人であり、農村地域には56万人が居住し、イスタンブル市人口は662万人(県人口の98%)となる<sup>(8)</sup>。都市部居住者比率(都市人口／人口)の相対的に低い地区(表3参照)は、図1に

表3 イスタンブル県の人口増加(地区別)

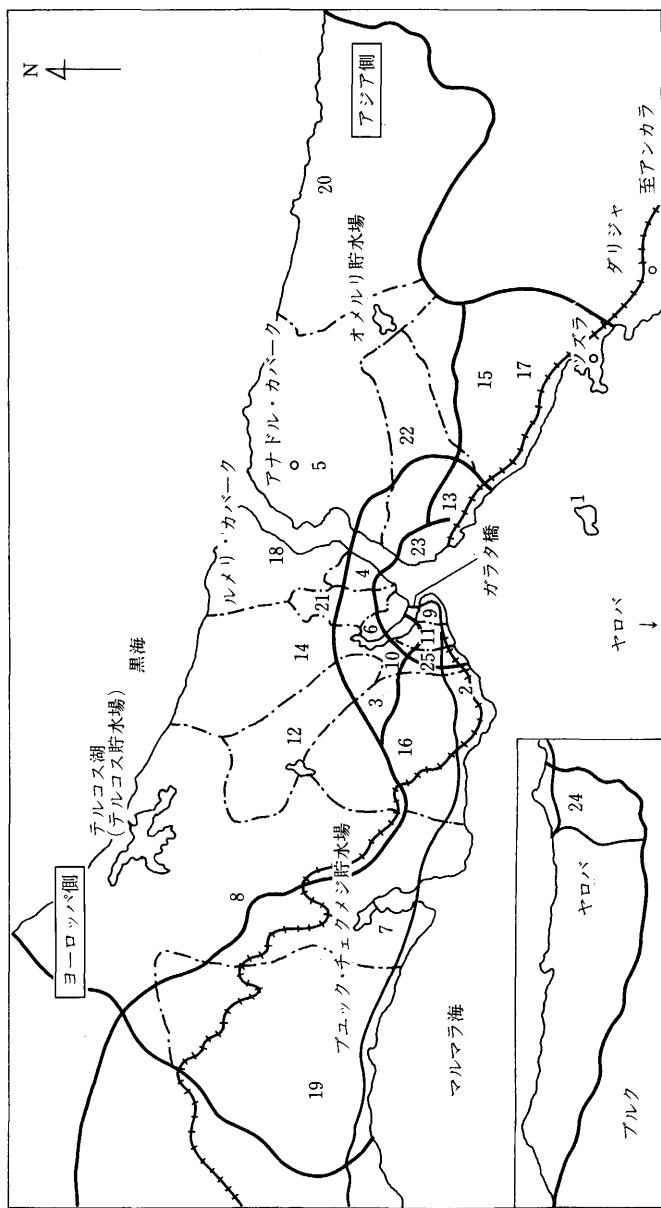
(単位:1,000人、%)

イスタンブル県 地区(郡)名	1980年		1985年		1990年		県都市人口増 加率(1985~ 90年)(%)	都市部居住者 比率(1990年) (%)
	都市人口	農村人口	都市人口	農村人口	都市人口	農村人口		
合 計	4,514	228	5,572	271	6,754	555	3.92	92.4
1 アダラル	18	0	15	0	19	0	5.60	100.0
2 バクルキヨイ	883	0	889	0	1,328	0	8.36	100.0
3 バイラムバシャ			188	0	213	0	2.45	100.0
4 ベシクタシ	188	0	205	0	192	0	1.27	100.0
5 ベイキヨズ	99	16	119	16	142	22	3.66	86.7
6 ベイヨール	223	0	246	0	229	0	1.42	100.0
7 ブユック・チェクメジ			11	47	22	121	14.64	15.7
8 チャタルジャ	8	81	10	47	12	53	1.98	18.0
9 エミノニュ	93	0	93	0	83	0	2.23	100.0
10 エユップ	327	5	192	7	200	12	0.83	94.4
11 ファーティハ	475	0	497	0	462	0	1.45	100.0
12 ガジ・オスマンバシャ	212	7	279	13	354	39	4.88	90.0
13 カデュキヨイ	468	0	578	0	648	0	2.33	100.0
14 カーイトハーネ			121	0	269	0	17.33	100.0
15 カルタル	403	11	375	11	506	105	6.17	82.8
16 クチェック・チェクメジ			337	2	469	10	6.88	97.9
17 ペンディク			182	3	289	6	9.69	97.9
18 サリエル	110	7	138	9	160	12	2.95	93.1
19 シリブリ	14	39	16	40	26	52	10.56	33.6
20 シレ	5	16	5	15	8	18	10.25	31.0
21 シスル	468	0	406	0	250	0	9.19	100.0
22 ウムラニエ			119	24	242	59	15.26	80.4
23 ウシュクダル	354	12	348	0	396	0	2.59	100.0
24 ヤロバ	42	34	54	36	66	48	4.09	58.0
25 ゼイティンブルヌ	125	0	148	0	166	0	2.30	100.0

(出所) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, 1985 Census of Population, News Bulletin, 1986, Table 15, および1990 Census of Population, Administrative Division, 1991, p. 29より作成。

示されるように周辺に位置する地区であった。アジア側ではベイキヨズ(図1の番号5), カルタル(同15), ウムラニエ(同22)がこれにあたる。また, ヨーロッパ側では中央に近いガジ・オスマンバシャ(同12), エユップ(同10), 黒海にいたる北のサリエル(同18)がある。とくに都市部居住者比率が低い地区としては, ヨーロッパ側の西端に位置するブユック・チェクメジ(同7), チャ

図1 イスタンブル行政区



(注) 行政区分番号は表3参照。  
 (出所) 現地資料により作成。

タルジャ（同8）、シリブリ（同19）などがある。しかし、すでに述べたように、市域拡張の影響を受けない1980年代後半においても年平均人口増加率は、70年代のそれを1ポイントほど上回ったのであった。

## 第2節 住宅、上下水道問題と政府の政策

### 1. 不法占拠住宅の増大

第二次世界大戦後のイスタンブルでは、急激な都市化によって流入者は通常の住宅市場から住宅を購入できず、不法占拠住宅、ゲジェコンド（一夜作り住宅の意）に居住し始めた。多数の流入者のゆえに政府も不法占拠を容認せざるをえなくなった。また、1952年にはブルガリアからの強制帰国者15万2000人<sup>(9)</sup>のうち、多くがイスタンブルに流入した。政府は帰国者に住居の提供を約束したが住居を十分に提供できなかつたため、帰国者による住宅の不法占拠を容認せざるをえなかつた。

1950年代以降のイスタンブルでは、こうして発生したゲジェコンドが増加し、ゲジェコンドの地域的拡大が同市の地域的展開を顕著に示すまでになつた。量的にみると、ゲジェコンドは1947年に明るみになった後、60年にはイスタンブル人口の23%を占めるまでにふくれ、62年には7万8000戸、居住者は33万8000人となつた。また、別の資料によれば、1963年のゲジェコンドは12万戸であり、その居住者は66万人であった。これはイスタンブル全住宅戸数の40%、住民人口の45%にあたる<sup>(10)</sup>。1950年代にはゲジェコンドは、前者の数値によれば年間5200戸ずつ増加し、後者の数値によれば7500戸ずつ増加したことになる。別の研究者もこの時期のゲジェコンドの居住者が住民の45%を占めたと推定しているが<sup>(11)</sup>、これは後者の数値に一致する。

イスタンブルのゲジェコンドは、1972年に19万5000戸となり、住宅戸数の50%を占めた<sup>(12)</sup>。1960年代にはゲジェコンドは年間約1万1000戸（62年7万

8000戸を基準とする) ずつ, あるいは, 8300戸 (63年12万戸を基準とする) ずつ増加したことになる。

1980年には全住宅戸数の39.5%をゲジェコンドが占め, 住民の52% (240万人) がゲジェコンドに居住していたことになる。逆算すれば, 1970年代には年間1万7100戸ずつ増加したことになる。

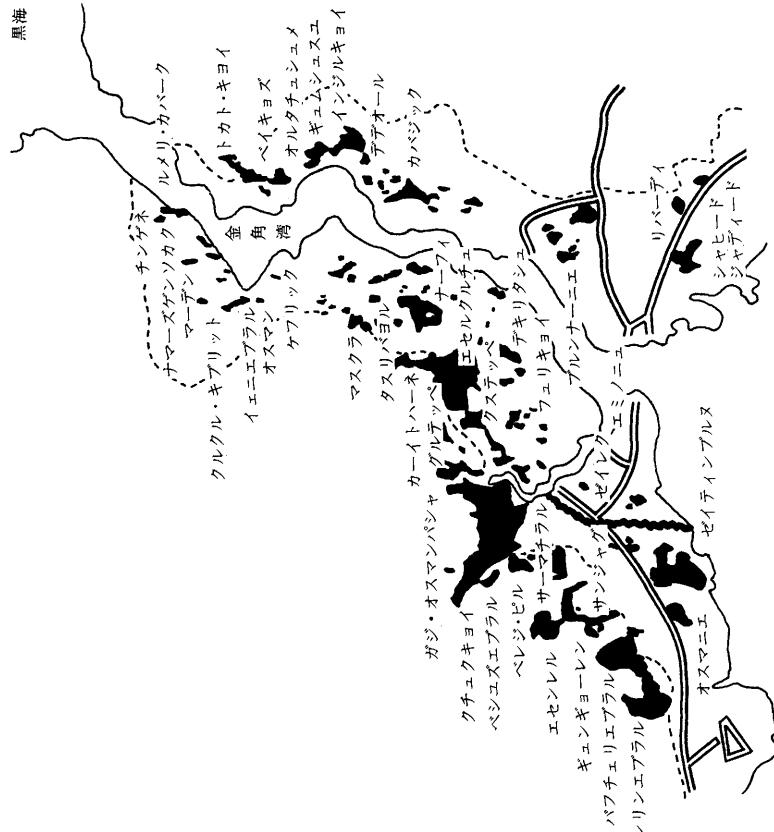
1983年の数値ではゲジェコンドは全国で125万戸存在し, このうち32%がイスタンブル県に集中した。これによると, 同市には40万戸のゲジェコンドが存在したことになる<sup>(13)</sup>。1985年センサスによれば, イスタンブル県に存在し, 実質的にイスタンブル市に存在すると判断してよいゲジェコンドは14万4000戸 (全国のゲジェコンドの27.1%) で, 県内に存在する全住宅129万8000戸の11.1%にあたる<sup>(14)</sup>。このセンサスは, 住居を一般住宅, アパート, ゲジェコンド, テントなどと調査員が判断して記入した結果であり, 従来示されてきたゲジェコンドの全住宅に占める比率 (1980年の39.5%) や戸数 (83年の40万戸) を大幅に下回った数値になっている。

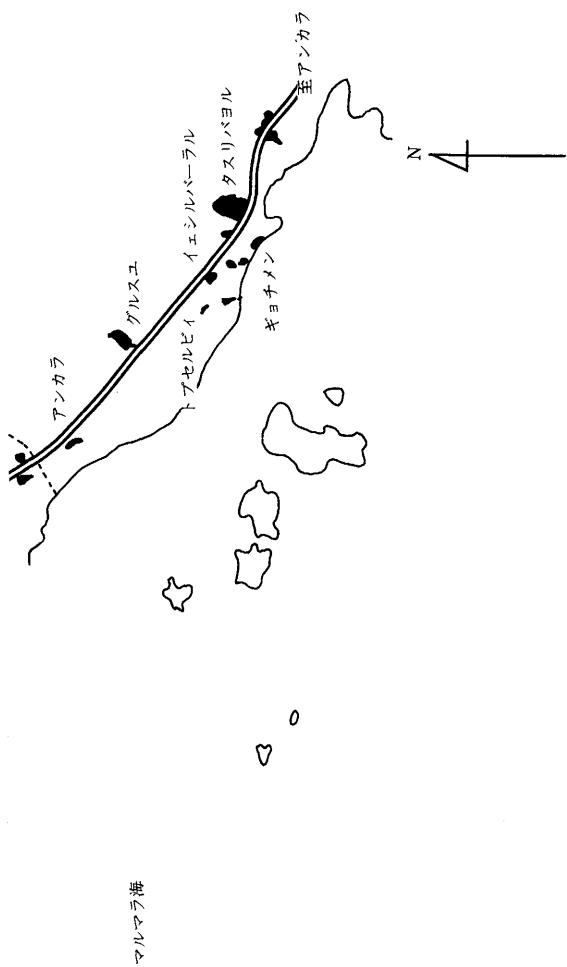
1980年代後半のゲジェコンド数を示す数値は他にない。しかし, 以下に述べるゲジェコンドの地域的な拡張, あるいは, いくつかのゲジェコンド地区における住宅建設年をみれば, 1980年代にもゲジェコンドは増加していたといえよう。

イスタンブルのゲジェコンドは, 地域的に次のように拡張した。1947年にイスタンブル最初のゲジェコンドが, 市西部に位置するゼイティンブルヌ地区 (図2参照) にできた。占拠した民衆と政府が1947年から48年の冬に衝突し, 視察にきた国会議長の車が住民に囲まれて立ち往生したこともある。結局, この地区的ゲジェコンドは撤去されることになり<sup>(15)</sup>, その後, 57年までに2万6000戸, 6万人の規模まで拡大した<sup>(16)</sup>。

1950年には年間13万人がイスタンブルに流入し, エミノニュのスレイマン・モスクの周辺やエミノニュに近いゼイレクに居住した (図2参照)<sup>(17)</sup>。またタスリタルラ (ガジ・オスマンパシャ地区の一部), 金角湾の奥にあるエユップの西, ラミ (図3参照) の北や北西に大きなゲジェコンド地区ができた。こ

図2 イスタンブルのゲジエコンド



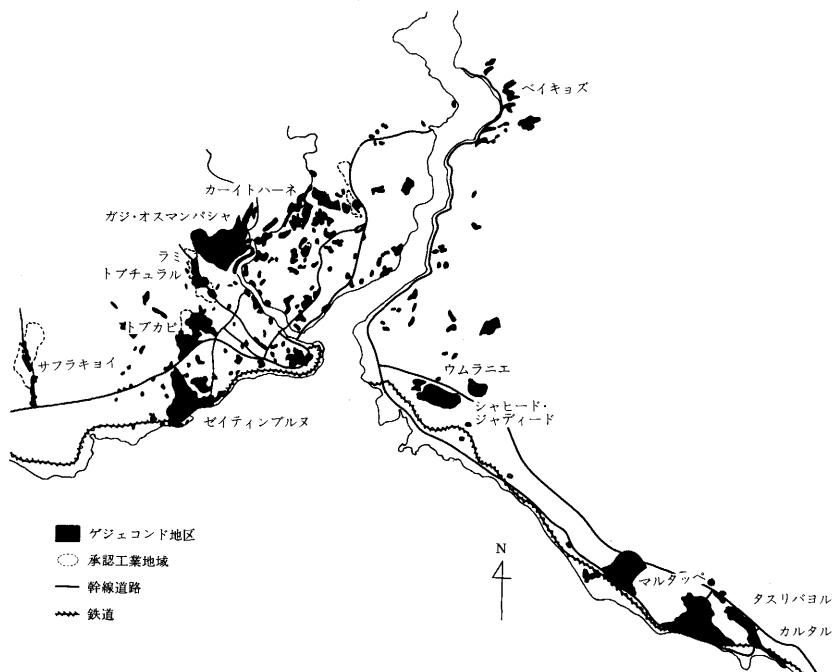


(出所) Tansı Senyapılı, *Gecekondu: Çevre İşçilerin Mekanı*, Ankara: Orta Doğu Üniversitesi Mimarlık Fakultesi, 1981, p. 3.

の時期にできたその他のゲジェコンド地区には、金角湾からやや離れて北東に広がるカートハーネ(図1の番号14)があるが、55~60年にかけてゲジェコンドは、このカートハーネ地区周辺のグルテッペ、クステッペ(図2参照)や、その近辺のジェーラヤンやヒュリエットにも拡大した<sup>(18)</sup>。また同じく1950年代には金角湾の西側のクチェック・ムスタファパシャなどにも拡大し、54年にはユーゴスラビアからの帰国者や黒海地域からの流入者などが、ベイヨール側のギョズテッペ(ガジ・オスマンパシャの一部)や、ガジ・オスマンパシャ地区に不法占拠を開始した。

1960年代には、エミノニュの西に広がるファーティハやアクサライ、イス

図3 イスタンブルのゲジェコンドと工業地域(1971年)



(出所) 図2に同じ, p. 183.

タンブル大学の西にあるラーレリにゲジェコンドが現れた。ガジ・オスマンパシャ、アリベイキヨイ、ゼイティンブルヌの西のオスマニエ、金角湾の岸、アンカラへの道路の北にもゲジェコンドができ、それぞれ3000ないし4000人から3万人ほどが居住した。1960年にはこの他に新たにボスボラス橋の北の村落地域、北端サリエルやその南のブユックデレ、ボスボラスの北のイステニエにゲジェコンドができた。アジア側で北部に位置するペイキヨズ(図2参照)や、アジア側の東端のチャクマク、ドルウドウ、アジア側のウムラニエ(図3参照)などでもゲジェコンドが発生した。

1970年代には、アジア側のカルタル、クルトキヨイの工業地区に近いグルスユ(図2参照)、その近くのイチョレンキヨイやバッカルキヨイ、エセンヨルにゲジェコンドができた。

1980年代にゲジェコンドはさらに郊外に広がった。図2で確認できるゲジェコンドに限れば、西端ではオスマニエ、ゼイティンブルヌ、北西部ではクチュクキヨイ、北部ヨーロッパ側でタスリバヨル(アジア側にも同名の地区がある)、ヒュリエット、マスラク、その東のケフェリキヨイ、東部アジア側では、前述のグルスユ、イェシルバーラル、アジア側のタスリバヨルなどがあげられる。

## 2. 不法占拠住宅に対する新しい対策

イスタンブルで最も密集したゲジェコンドであるウムラニエ、イチョレンキヨイ、ガジ・オスマンパシャ、ゼイティンブルヌでは、世帯収入は月額7025リラ(1980年)であり、第2ボスボラス橋に近いエティレル、その南西に位置する工業地のレバントなど一般地区における世帯収入5万863リラの14%にすぎず、1人当りの収入では1300リラで一般地区の収入の6%にすぎない<sup>(19)</sup>。これらのゲジェコンド地区は、著しい低収入地域となっている。

イスタンブルにおける5つのゲジェコンド地区で、どの時期に建設された住宅が多いかをみると、町の中心に近いエミノニュのゲジェコンドでは、30

年以前、すなわち、1940年代に建設された住宅が現存する住宅の12%を占め、5つの地区のうち老朽住宅の比率が最も高かった。1950～60年代に建設された住宅は35%にのぼる。比較的新しい郊外のゲジェコンドであるグルテッペ（図2参照）では、1960年代に62%，70年代前半に24%が建設された。さらに新しいイステニエ（後述）では1970年代後半に88%が建設されており、電力、給水施設が最も深刻な状態にある<sup>(20)</sup>。また、イスタンブルのゲジェコンド調査（1987年）では、地域を明示していないが、建物の建設時期は1950年代以前が8.2%，60年代が21.7%，70年代47.3%と、70年代に建てられたものが多い。しかし、1980～87年でも22.8%が建設されている<sup>(21)</sup>。

1980年代には、最大の工業都市で人口増加率が再度高まったイスタンブルに集中的に住宅が供給され、住宅問題への新しい対応が認められる。すなわち、イスタンブルでは1987年に1万5600戸の住宅が建設され、87年の供給戸数は85年の1850戸、86年の9030戸に比較し急増した。全国で供給された戸数に占めるイスタンブル市の比率は1987年に8.1%<sup>(22)</sup>となり、85年の1.6%，86年の5.4%を大きく上回った。不法占拠住宅であり、言い換えれば、不認可住宅であるゲジェコンドの存在に対して、1980年代には、イスタンブルに認可住宅の供給を増強する対策が取られたといえよう。

1987年の住宅供給の主要な担い手は、イスタンブルの場合には圧倒的に、大規模な建設企業などの民間部門であった。イスタンブル市とほとんど重なるイスタンブル県でみれば、1981年に設置された「大量住宅基金」を利用する住宅協同組合は84年に県で供給された住宅戸数の5.8%を占めたにすぎなかった。「大量住宅基金」とは住宅の大量供給を目的に、石油製品販売額の20%などを財源として（第4節参照）1981年に設置され、住宅協同組合などの非営利的な住宅供給主体や大規模な建設企業が利用できる。1984年には全国で6万3000の建物（建物には複数の居住戸数を含む）が建設されたが、これを建設主体別にみると住宅協同組合が14.4%，民間部門が81.2%，公共部門が4.4%を供給している。とくに、アンカラでは住宅協同組合が1983年に建設戸数の28%，84年には50%を供給している<sup>(23)</sup>。しかしイスタンブルの住宅共同組合

は、アンカラはもちろん全国に比較してもわずかしか供給していない。また、公共部門は経済自由化の影響もあり1984年には全国で建設住宅の約4.4%を提供したにとどまり、87年には3.4%とさらに低下した<sup>(24)</sup>。イスタンブルでも公共部門の供給比率が全国水準とほぼ同様であると想定すれば、イスタンブルでは、民間部門のうち非営利的な大量住宅供給主体である住宅供給組合ではなく、大規模な建設企業や他の民間部門（たとえば銀行）が全国平均に比べ、より多くの住宅を供給したことになる。さらにいえば、こうした大規模な建設企業などは、イスタンブルにおける住宅の供給数を増やしたもの、認可住宅のうちでも高価な住宅に傾斜し、都市下層民に必要な低価格住宅を供給したわけではなかった。都市下層民は、ゲジェコンドを増加させ、さらにはゲジェコンドを賃借する形で住宅問題に対処せざるをえなかった。

### 3. 1980年代の上下水道問題と新しい対策

イスタンブルは、1980年代に深刻な上下水道問題に直面した。第1に、給水では断水や水不足がたびたび発生する。1日の水消費量は1970年代には70万m<sup>3</sup>であったが、90年までに150万m<sup>3</sup>に増加した<sup>(25)</sup>。1990年の水必要量は実際には209万m<sup>3</sup>であり、これに対して1日に159万5000m<sup>3</sup>が給水されたにとどまる。住民1人当りの必要量は、299リットル（人口700万として）であり、それに対して給水量は241リットルであった。

第2に、下水ではイスタンブル住民の40%は下水設備を持たないため、汚物の地下沈澱は環境汚染を発生させ、また、イスタンブルの多数の工場が産業廃棄物を金角湾やボスポラス海に投棄した。1980年代後半から工場廃棄物の投棄が規制されはじめたが、それでも金角湾には1日20万m<sup>3</sup>の排水が流入し、固形ゴミが浮き、奥まった地域では異様なガスが発生するほどである。

深刻な給排水問題に対処するために、1981年に法律に基づいてイスタンブル上下水道機構（英語名称は、Istanbul Water and Sewerage Administration、以下、イスキと略記）が設置され、給排水と配管網の整備などを行うことになっ

た。1989年4月に発足したイスキは、汚染問題への包括的な措置も決定した。イスキは、イスタンブル大都市圏都市に所属する公的な機関であり、独自の財源を備え、6540人を雇用する<sup>(26)</sup>。

給水問題への対処は、イスキ設立以前、すでに共和国の初期から進められてきた。歴史的にみれば、共和国樹立後にテルコス水会社とワクフ(宗教寄進)水管理局がイスタンブルの給水に携わったが、1933年にテルコス社は政府に売却され一組織が設置された。この組織は、1933年に1日2万8825m<sup>3</sup>の水を供給したが、水道網の破損のため約半分は漏水した(なお、1991年にも49%が漏水している)。1938年には1日に4万1521m<sup>3</sup>を給水し、1日1人当りの水消費量は64リットルになった。1939~45年の時期には第2次給水計画が実施され、47~48年には1日に6万9000m<sup>3</sup>が供給されるようになった<sup>(27)</sup>。その後、アメリカのダモク社は1971年の報告で、1人当りの水消費量は当時の145リットルから95年には248リットルに達すると予想した。

イスキ・プロジェクトに関わる1987年の世銀資料は、イスキは1990年に年間5億7100万m<sup>3</sup>、1日156万m<sup>3</sup>を供給すると予測している。また同資料はイスキは、1日の給水量の73%である114万m<sup>3</sup>を販売し、90年までに98万戸に水道を、67万戸に下水道を接続すると予測している<sup>(28)</sup>。1986年時点で水道は83万5000戸(ほぼイスタンブル市に重なるイスタンブル県に居住する約130万戸の64%)に接続され、510万人に水を供給していた。また、下水道は52万戸(同130万戸の40%)に接続されていた。水道料金は1987年価格で1m<sup>3</sup>当たり510リラ(0.60ドル)であり、家庭用水は200リラ(0.23ドル)、工業用水は933リラ(1.09ドル)である。1990年の操業支出は681億リラ(262万ドル)であり、純操業収入は1972億リラ、全投資額は2580億リラ(990万ドル)であり、債務支払い比率は5.7%であった。

イスキは、貯水能力・水道網拡充計画を推進している<sup>(29)</sup>。水道網拡充計画の第1は、1990年に完成した金角湾通過計画であり、オメルリ貯水場(図1参照)からベイヨール地区の60万人に給水する計画である。第2は、ヤロバからの水の海上輸送である。タンカーを使い5ヵ月間で350万m<sup>3</sup>の水を、ヤロバ・

ギョクチェデレ貯水場から輸送しボスボラスのヨーロッパ側の各地区に給水した。また、水の漏出率を32%から30%に低下させるために、旧式パイプと基準以下のパイプの更新を進め、1990年には1074kmの鋼鉄製パイプを敷設した。

貯水能力拡充計画では、イスタンブルに存在する6つの貯水場(最大の貯水能力は7400万m<sup>3</sup>)の拡充を進めている。6つの貯水場のうち、アジア側にはオメルリ(Omerli)と、その先にダリーク(Darlik)、手前にエルマリ(Elmari)があり、ヨーロッパ側にはテルコス(Terkos)、マルマラ海側にブユック・エクメジ(Buyuk Cekmece)、金角湾の北西にアリベイ(Alibey)の貯水場がある。これらの貯水場に4本の主要下水路が接続している。これらの貯水場のうち、たとえば、アジア側最大の貯水場オメルリは1972年からオメルリ・ダリーク・システムによってアジア側に給水し、その貯水能力は2億6800万m<sup>3</sup>である。また、ヨーロッパ側では、イスタンブル最古のテルコス貯水場が1883年から、ベイヨール、ガラタ、金角湾の周辺地区、ボスボラスの西岸に給水し、その貯水能力は1億6200万m<sup>3</sup>である。ブユック・エクメジ貯水場は1985年に建設が開始され89年に完成し、ヨーロッパ側の地区に給水している。貯水能力は1億5380万m<sup>3</sup>である。この他に1995年に4つの貯水池の完成などが予定されている。

下水問題はイスタンブルにとって深刻であり、イスキ設立以前から対処策が取られてはいた。下水網は1918~20年に建設され始めたが、その後数十年の間にイスタンブルが最初の都市計画の規模を超えて拡大したため、下水網の当初案は無効になった。1971年にダモク社は新マスター・プランを作成し、80年代にはイスキが既存の下水計画を見直した。その際には第1に、不十分な下水網や新規下水網を早急に整備し、第2に、廃棄物の処理集中システムと完全処理施設を完成して廃棄物の海中遺棄を中止することが不可欠と考えられている。

イスキによる最新の排水プロジェクトのひとつは、処理プラントに排水溝網を連結するコレクターの建設である。カイトハーネ地区とその北のイス

ティニエの南部地域における生活排水と産業排水は、金角湾に直接廃棄されボスボラス海に深刻な汚染をもたらしている。北部金角湾の下水処理プロジェクトは、金角湾コレクター、カバタッシュ・バルタリモン・トンネル、バルタリモン完全処理場、バルタリモン海中排水施設を連結し、水質汚染を緩和しようとするものである。これが完成すれば110万m<sup>3</sup>の排水処理を行うことができる。1990年末までに全体の85%が建設された。

下水溝の更新計画も進められている。下水溝網はイスタンブルで延べ1万4000kmを必要とするが、1990年時点でもまだ7200kmしか完成していない<sup>(30)</sup>。しかも、既存の下水溝の80%は溝が覆われていないために、公共衛生にも悪影響を及ぼしている。そのため1991年までに総工費170億リラでイスタンブルのヨーロッパ側に、600kmの新下水溝の建設が計画されたほか、ベイヨール地区では計画された100kmのうち25kmが完成した。また、アジア側では、ベイキョズ、ウシュクダル地区などで計画された190kmのうち51kmが完成した<sup>(31)</sup>。

完全処理プラント建設も進められている。16の完全処理プラントをイスタンブル郊外に設置し、マルマラ海の海洋汚染を改善する計画である。たとえば、最初の大型完全処理施設であるツズラ・プラントは、ゲゼブ、ツズラ、ダリジャ地区(図1参照)を対象に、第1段階で120万人、第2段階で250万人の生活排水を処理しマルマラ海に放流する予定である。1990年10月に建設が開始され、工期は30ヵ月を予定している。また、イェニカブ完全処理プラントは、金角湾の南と西の住民200万人の生活排水を処理する。この処理施設は化学処理ではなく、固体ゴミなどを物理的に処理し操業している。

これまで述べてきた脆弱な都市基盤の整備、とくに上下水道施設の建設は、外債や政府財政をその財源として行われているが、将来的に次の問題を残している。すなわち、外債は想定される水道料金の引上げによって返済可能であるのかである。また、逆に、外債返済のための水道料金の引上げがゲジエコンドに居住する都市下層民の生活を圧迫し、都市下層民がこの負担に耐えきれなくなるのではないかという問題にもなる。1980年代の経済自由化時期

の住宅政策は、ゲジェコンドに居住する都市下層民向けの低価格住宅の建設を志向するものではなかった。そのためゲジェコンドに賃借して居住する都市下層民に対しては、外債の導入によるゲジェコンド改善政策、具体的には上下水道施設の建設促進が課題となった。しかしその財源を外債に求めたために上のような問題が生じる可能性も出てきたのである。外債返済過程で発生すると想定される問題に対しては、イスタンブル市は次の段階に移行したときに別の論理で対処しようとしているともいえよう。

#### 4. 都市計画による建設の有効性

これまでイスタンブルの住宅問題と上下水道の供給問題、そしてそれに対する対策をみてきた。この2つの問題は、イスタンブルのような500万人を超える大都市では、全体の都市計画のなかで有機的かつ計画的に秩序だてて建設されないと、その解決は得られない。以下では、都市計画がどの程度実行されているかを述べる。

1980年代以前の都市計画史を簡単にみておく。イスタンブルの最初の都市計画は1830年に策定され、オスマン・トルコ末期に「秩序ある都市発展のために建設物・道路規制」が施行された<sup>(32)</sup>。その後、1981年の大イスタンブル開発計画局による「イスタンブル計画」まで、合計14の都市計画が準備された<sup>(33)</sup>。

共和国建国以後、4つの法律がトルコの都市計画の実施に重要な影響を与えてきた。第1の法律は、1925年に制定された583号である。同法は、アンカラを近代国家の首都として開発することを目的とし、アンカラ計画局を1928年に設立し、近代都市計画の策定を委ねた。1930年の公共衛生法は、市当局が産業用地域と住宅用地域を区別し、都市生活に有害な建築物を隔離する都市ゾーニング法であった<sup>(34)</sup>。第2の法律は都市法(法令1593号)であり、現在も施行されている。同法は、地方住民に選出された市評議会議員が各都市の都市開発計画(マスター・プラン)を立案・準備するように要請している。し

かし、実際には、市評議会は中央政府の監視下に置かれ、そのうえ財源不足と人材不足のために、都市法が要請するマスター・プランを作成できないでいる。

第3の法律は、トルコ最初の都市計画法といえる1933年に施行された都市建築・道路法（法令2290号）である。すべての市当局に50年間の都市計画を策定するように求め、街路と地区の規定、居住密度、街灯規定なども定めた。

1960年代から大都市圏計画局が、各市当局に代わってマスター・プランを作成した。大都市圏計画局は事実上、中央政府である公共事業・居住省の一部門であった。

第4の法律は、1985年の新都市計画法である。これは地方分権の理念に基づき、イスタンブル市など各市にマスター・プランを作成する権限を移譲した。

1981年に承認されたイスタンブル大都市圏マスター・プラン開発計画は、西のシルビリから東のゲブゼまでの100kmにわたり、将来の都市発展を計画するものであった。この計画は、(1)イスタンブルの発展はマルマラ海地域やトルコ全域と統合して進めること、(2)イスタンブルの自然的歴史的な資産を保全すること、(3)給水を確保すること、(4)組織化され健全な新居住地を実現すること、(5)全国の雇用と関連させて大都市圏地域における雇用機会を拡張すること、(6)汚染問題に配慮し工業地区ゾーンを確定することなどを目的とした。

マスター・プランの掲げた目標のうち、具体的で重要な目標には、独自の財源を備えた特別行政機関が設立された。(1)イスタンブルの自然的歴史的な資産の保全では、独自の財源をもつ特別行政機関、「ボスボラス開発機構」が1983年に設立された。(2)給排水の確保では、1981年に設立された、独自の財源を備えた特別行政機関イスキが責任を有する。(3)組織化された健全な新居住地の実現では、他の都市と同様に、1985年に法律で定められた「都市基金」と、81年（84年修正）に設置された独自の財源をもつ「大量住宅基金」が責任を有する。1980年代の都市政策は、認可住宅の組織的提供、給排水施設の拡

充、そして環境問題の克服など、深刻な都市問題への対策として、地方行政体の財源強化と独自の財源を備えた特別行政機関を大都市に設立した。行政課題に最も近い地方行政体が、独自な財源をもつ特別行政機関に行政サービスを提供させることができ、都市問題への効率的な対策であると判断されたためである。独自な財源を中央政府の歳入から地方行政体に移行させたことは、1980年代の経済自由化政策に沿うものであり、国民の社会経済的福祉の達成のための社会的措置として導入した「新しさ」であった。それはまた不足する財源の効率的な利用を目指した措置でもあった。

### 第3節 都市財政の構造

#### ——1980年代における都市の財政強化——

##### 1. 一般都市の財政——政府歳入からの移転

1980年代は都市財政が強化された時期である。クーデタ後、1980年の法律2380号（1981年2月5日、公報17242号）は、一般予算税収の5%を市に配分すると定めた<sup>(35)</sup>。その後1984年法律3004号は、一般都市への配分である一般予算税収の5%を10.30%に引き上げた。さらにその後、1985年の法律3239号は最終的に9.25%と定めた。

この9.25%は3つの部分に分けて配分される。9.25%のうち、6%（以前は8%）は、イスタンブル、アンカラ、イズミルの大都市圏都市を除いた都市に、最新のセンサスにおける人口数に従って配分される。残り3.25%のうち、3%は「都市基金」となる。また0.25%は県行政体に配分され、予算税収の0.30%と合わせて合計0.55%が「地方行政基金」となる。

都市基金は、基礎地図の作成、マスター・プランの作成、給排水設備拡充に関する経費、および地方銀行（iller Bankasi, Provincial Bank, 国営の開発銀行であり、illerはprovincesを意味する。州あるいは県に該当し、本章および最近

は県と訳されているが、ここでは「地方」と訳した)の年投資計画に含まれ都市の義務と定められた活動とサービスに関わる経費を、都市の人口規模とは無関係に支出する。1985年の公共事業・居住省の省令19641号が都市基金の利用をこのように定めている。また、都市基金のうち2%は「ボスボラス開発機構」に配分され、未使用部分は地方銀行の資本に組み入れられる。

各都市は、基礎地図の作成とマスター・プランの作成などに関わる経費を返済する必要はない。また、上下水道設備拡充や、地方銀行の年投資計画に含まれる活動・サービスに関わる経費で「都市基金」から受け取った額については、返済期間は15年で無利子、返済額は各都市に配分される一般予算税収の50%を上限とする。ただし、地方銀行はその投資の規模と重要性を考慮して返済期間を25年まで延長でき、返済額の上限を法定の50%から100%に引き上げることができる<sup>(36)</sup>。

地方行政基金は、地方行政体によるさまざまな小規模サービスに支出する。0.55%の地方行政基金のうち、内務省が0.40%を管理し、公共事業・居住省が他の0.15%を管理する。1984年地方行政基金補助法は、内務省が管理する0.40%分の使途を定めている。それによれば、同基金は市役所、市の管轄するパン屋や製粉所、公共店舗、公衆浴場、墓地の建設などに用いられ、人口5万人以下の都市が0.40%分のうち80%を利用する<sup>(37)</sup>。また、各プロジェクトの援助額は、上限が総費用の70%以内と定められ、援助額を超える部分は各都市の自己財源で補われる。また、各都市への援助は1プロジェクトに限定され、同時に複数の援助は受けられない。この基金を利用しようとする都市は、公共事業局による計画の承認が必要であり、同時に、市常設委員会の決定を内務省に送付し、知事が同省に見解を提示しなければならない。

地方行政基金のうち公共事業・居住省が管理する0.15%分の使途は、1984年の補助法、「都市の公共事業申請の援助のための補助法」が定める。また、地方行政体と関連機関は、外国資金を必要とする地方行政に関する投資計画の申請には国家計画庁に事前に相談する必要があり、15億リラを超える投資に関しては国家計画庁の承認が必要である。

## 2. 一般都市の独自財源、税

法律2464号（1981年5月、公報17534号）は、政府歳入からの移転部分を除き、市の歳入を、地方税、利用者料金、受益者負担金、特別歳入に分けている（変更前のアンカラ市の財政については表4参照）。

(1)地方税は、8つの税からなり、次の5つが大きな比率を占める。①事業税は、市域内やその隣接地域において営まれる商業、工業、独立事業、さらに運輸業に課税される。ただし、事業税は1987年に廃止された。②広告告知税は、市域内やその隣接地域における広告と告知に対して支払われる税である。③遊興税は、娯楽を提供する企業から徴収し、④不動産税は土地と建物に対する税である。⑤石油製品消費税は、ガソリン、灯油などの販売に課される。

1980年代にはいくつかの地方税は、以下のように地方財源を拡充するように変更された。第1に、不動産税は、法律3239号によって1985年に国税から地方税に移された。従来、不動産税の20%は中央政府が受け取り、都市は45%，県行政体が35%を受け取っていた。1985年以降、県行政体に配分される15%を除いた後、都市は残り85%を受け取るようになった。課税額は、税務署に申告された価値を基礎に、農地に関しては0.4%，市街地に関しては0.6%と法の定める税率によって算出される<sup>(38)</sup>。市域外および市域の隣接地域外に存在する建物には課税されない。ただし、この免税措置は、商業、工業、観光および遊興のための建物には適用されない。

第2に、石油製品消費税は1985年に従来のガソリン、灯油などの販売額の6%から9%に引き上げられた。また、石油製品消費税収入の48.25%は「石油製品消費基金」の名称で中央銀行に預金され、同基金の6%が人口数に応じて全都市に配分される。さらに、5%は地方銀行の都市基金に配分された。1990年に再度変更され、地方行政体は石油製品消費税総額の2.4%を受け取ることになった。

表4 イスタンブル市の財政 (1980年)

(単位: 100万リラ, %)

	都市合計		イスタンブル県の都市行政体	
	額	比率	額	比率
人口 (1,000人)	26,866	(100.0)	5,476	(20.4)
歳出	66,381	(100.0)	19,358	(29.2)
		100.0		100.0
経常支出	48,356	72.8	14,051	72.6
補償	506	0.8	38	0.2
人件費支出	37,163	56.0	11,600	59.9
投資支出	11,771	17.7	4,148	21.4
調査・プロジェクト支出	358	0.5	40	0.2
建物設備	9,607	14.5	3,657	18.9
機械・運送設備	1,806	2.7	451	2.3
資本形成・移転支出	6,254	9.4	1,159	6.0
参加・資本形成	354	0.5	27	0.1
収用・固定資産購入	1,102	1.7	57	0.3
経済的移転	43	0.1	0	0.0
財政的移転	1,451	2.2	413	2.1
社会移転	471	0.7	221	1.1
債務支払い	2,832	4.3	441	2.3
歳入	52,172	100.0	12,043	100.0
税収	25,406	48.7	5,883	48.8
所得税・資産税	16,769	32.1	3,840	31.9
消費税	2,468	4.7	470	3.9
その他税	6,169	11.8	1,574	13.1
税収以外の収入	26,766	51.3	6,161	51.2
管理する制度・企業収入	9,779	18.7	3,554	29.5
財産・所有収入	5,561	10.7	538	4.5
その他収入・罰金	8,450	16.2	1,375	11.4
特別歳入と基金	2,976	5.7	693	5.8
歳入／歳出 (%)	78.6		62.2	
都市歳入／県歳入 (倍)	—		8.6	
中心都市人口比率 (表2参照)	1.00		0.61	
中心都市1人当り歳入推定 (1,000リラ)	2.47		2.66	
中心都市1人当り歳出推定 (1,000リラ)	1.94		4.28	

(出所) State Institute of Statistics, 1980-1982 Final Accounts Municipalities, Special Administrations, 1985, 関連ページより作成。

(2)利用者料金に関して、法律2464号は営業料金、泉管理料金、登録料金、創業税など9つにおよぶ利用者料金をあげる。1985年の法律3239号は、重要な比率を占めた清掃・照明料金を市の歳入から除外した。逆に、建物建設に関わる料金は従来は国税とされたが、1982年に地方税となって市の歳入に加えられた。建物建設に関わる料金には、建設開始や建物変更の許可代金、あるいは建物の利用変更や土地細分割の許可代金がある。

(3)受益者負担金に関して、法律2464号は3種類を定めている。道路建設、水道設備の建設、下水設備の建設における受益者負担金であり、サービスを受けた住民が経費の一部を負担する。法律3239号(1985年)によれば、受益者負担金額は内務省の条例(1981年8月21日、公報17435号)が定める。この条例によれば、計画、あるいは要請に従い実施した作業で生じた支出は市民から全額を徴収し、前払いのときには25%を割り引く。なお、受益者負担金は市民の有する不動産価格に従って支払われ、不動産課税額の2%を超えない。

(4)都市の特別歳入とは、都市が国立銀行(地方銀行や他の機関など)から借り入れる借款を指す。都市が利用可能な資金ではサービスの遂行ができないときに、都市は借款に依存せざるをえない。また、1965~80年にたびたび生じたように、国家が地方行政体に必要な資金を提供できないときには、都市の債務期間を延長したり、国家引受けによって債務の解消を図ることが特別法によって定められている。

都市法1580号の第19条(1953年に実施された6124号の追補)は、承認された計画実施の資金調達のため、また、道路、緑地、その他の設備を建設するため、都市は債券を発行する権限を有すると定めている。またこれらの目的のために都市は地方銀行からも借款を受ける。都市は歳入の10%まで借款可能であり、借款額によって返済期間は5~20年となる。たとえば、2000万リラまでは返済期間が20年であり、10億リラ以上のときは返済期間は5年である。貸付利子は1984~86年には16%であったが、87年に70%に引き上げられた(卸売物価上昇率は84年に43%、85年に30%、また、87年に68%)。都市の発行した債券はトルコ不動産銀行が保証し、都市は20年間で返済する。

表5 イスタンブル県とイスタンブル市の財政（1989年）

(単位：100万リラ、%)

県行政体	県行政体合計(100%)		イスタンブル県の県行政体(13.7%)	
	額	比率	額	比率
歳出	263,465	10.0	36,000	100.0
経常支出	82,995	31.5	11,290	31.4
投資支出	126,739	48.1	18,995	52.8
資本形成・移転支出	53,731	20.4	5,715	15.9
債務支払い	5,766	2.2	2,116	5.9
歳入	263,465	100.0	36,000	100.0
税収	198,066	75.2	34,730	96.5
税収以外の収入	65,399	24.8	1,270	3.5
都市行政体	都市合計(100%)		イスタンブル県の都市行政体(33.7%)	
	額	比率	額	比率
歳出	4,337,942	100.0	1,461,074	100.0
経常支出	2,002,534	46.2	430,842	29.5
投資支出	1,582,750	36.5	751,966	51.5
調査・プロジェクト支出	37,990	0.9	7,230	0.5
建物設備	1,417,372	32.7	733,891	50.2
機械・運送設備	127,387	2.9	10,846	0.7
資本形成・移転支出	752,658	17.4	278,265	19.0
参加・資本形成	22,261	0.5	1,636	0.1
収用・固定資産購入	202,711	4.7	85,596	5.9
経済的移転	1,223	0.0	0	0.0
財政的移転	166,217	3.8	50,757	3.5
社会移転	18,386	0.4	2,885	0.2
債務支払い	341,861	7.9	137,391	9.4
歳入	4,337,942	100.0	1,461,074	100.0
一般予算税収のうち市税収	1,787,822	41.2	613,306	42.0
都市税	441,287	10.2	137,123	9.4
都市義務	177,079	4.1	49,984	3.4
支出への貢献	83,091	1.9	32,604	2.2
市の管理組織や企業収入	245,999	5.7	7,564	0.5
他の収入、賃金、援助	1,602,663	36.9	620,494	42.5
都市歳入／県歳入	16.5		40.6	
中心都市人口比率（表2参照）	1.00		0.98	
中心都市歳入推定	4,337,942		1,431,853	
中心都市人口（1,000人）	20,418		6,620	
中心都市1人当たり歳入推定（1,000リラ）	212		216	
中心都市1人当たり非経常支出（1,000リラ）	114		153	

(出所) 表4に同じ。

他方、県行政体の歳入源は所得税と富裕税(不動産税など)、消費税、およびその他税からなる。このうち不動産税については、法律3239号がこれを都市税とし、県行政体への配分を15%と変更した。ただし、イスタンブルなど大都市圏都市においては、県行政体への配分は35%とされた<sup>(39)</sup>。

イスタンブル県の1989年の歳入は全体で360億リラであり、このうち税収は、96.5%である<sup>(40)</sup>。税以外の収入はわずかであり、その内訳は県行政体の所有物に基づく収入や罰金収入などである（表5参照）。

これに対してイスタンブル大都市圏都市の1989年の歳入は、1兆4610億リラであり、県行政体の40.6倍である（表5参照）。全国都市に配分された一般予算税収部分は1兆7900億リラであり、その34.3%をイスタンブル大都市圏都市が占めた。1987年でもこの比率は36.2%であった。イスタンブル市の人 口548万人（1985年）は、人口1万人以上の都市に居住する2642万の21%にあたることを考慮すれば（表2参照）、人口比率を大幅に超えて一般予算税収部分が配分された。

1989年にはイスタンブル市歳入額を県歳入額で割った倍率は40.6であり、80年の倍率8.6を大幅に上回った。他の都市でも1989年の倍率は80年よりも拡大した。同様に算出すると、1989年の倍率はアンカラ30（80年5），ガジアンテップ19（80年2），メルシン23（80年8），トラブゾン11（80年3），ハッカリ5（80年2）であり、いずれも80年よりも大幅に高くなっている（表6参照）。経済自由化のなかで都市財政は県財政に対して大幅に強化されたのである。

### 3. イスタンブル大都市圏都市の財政

1982年憲法（第127条）は、広域行政の必要性に応えて「大都市地域における特別行政規定」を議会が承認すると規定している。また1983年の地方選挙法2972号は、県の中心都市に複数の地区を有する県においては大都市圏議会を設置し、大都市圏の地区に地区都市議会を設置することを定めた。同法は、大都市圏都市や地区都市は別個の市長を選出することも定めている。1984年

表6 主要都市の歳入・歳出とその推移（1980, 89年）

	イスタンブル	アンカラ	ガジアンテップ	メルシン	トラブゾン	ハッカリ
1989年						
歳入／歳出 (%)	100	100	100	100	100	100
都市歳入／県歳入（倍）	40.6	30.3	18.7	22.5	10.7	4.8
中心都市比率	0.98	0.902	0.735	0.536	0.474	0.426
中心都市歳入推定（100万リラ）	1,431,853	518,812	32,612	54,225	13,068	2,136
中心都市人口（1,000人）	6,620	2,559	603	422	144	30
中心都市1人当り歳入推定（1,000リラ）	216	203	54	128	91	71
中心都市1人当り非経常支出（1,000リラ）	153	124	22	67	27	25
1980年						
歳入／歳出 (%)	62	72	89	86	71	2.04
都市歳入／県歳入（倍）	8.6	5.4	1.7	8.1	2.7	1.6
中心都市1人当り歳入推定（1,000リラ）	2.66	2.04	0.47	3.79	2.39	2.59
中心都市1人当り非経常支出（1,000リラ）	4.28	2.82	0.53	4.38	3.34	1.27
1989年／1980年（倍）						
都市歳入増加率	193.6	135.4	184.8	68.2	50.7	45.9
都市歳出増加率	74.0	80.1	119.6	29.6	21.0	38.0
1人当り都市歳入増加率	81.2	99.4	114.6	33.9	38.0	27.5
1人当り都市歳出増加率	50.5	71.9	101.6	29.3	27.2	56.1
一般予算税収分増加率	104.3	95.3	130.7	39.1	45.4	18.5
都市税増加率	23.3	20.8	43.1	14.8	14.4	1.5
非経常支出増加率	194.2	247.8	258.2	127.3	57.0	155.5

(出所) 表5に同じ。

には、イスタンブル、アンカラ、イズミルの3都市がこの資格をもち、86~87年にさらに3都市、93年には新たに7都市がこの資格を得た。

政令195号は、大都市圏都市の都市と地区都市を次のように定めた。(1)大都市圏地域における市自治体の義務には、地方サービスへの投資と融資、計画一般、道路の建設・維持・修理、公害対策、その他の維持活動、公園その他の娯楽地域の建設、経済社会サービスの提供が含まれる。また、大都市圏のマスター・プランを作成し承認を得て実施すること、地区都市の詳細な計画を承認し実施を監督すること、上下水道、集中暖房と公共運搬サービスを行うことは、大都市圏都市の権限に属する。逆に、(2)地区都市は、都市法で都市の任務とされているが、同法によって大都市圏都市に委ねられていない任

務を遂行する。すなわち、公園・遊び場・緑地の建設、市場・卸商向け屠殺場建設は、地区都市が行う任務である。

大都市圏都市の財源は、次の項目から構成される<sup>(41)</sup>。

- (1) 法律2380号(1981年)により定められた財源。一般予算税収からの配分は、閣議決定によって1984年、85年には30%とされていた。86年、87年は5%引き上げられ35%となった。残り65%は大都市圏都市内の地区都市に配分される。
- (2) 大都市圏都市で徴収される一般予算税収の5%。1984年の法律3030号によって3%に引き上げられ、85年にはさらに5%に引き上げられた。
- (3) 電力ガス消費税の50%と清掃料金の50%。
- (4) 大都市圏都市によって提供される道路建設、上下水道設備建設などサービスの受益者負担金。たとえばイスタンブルではイスキが徴収する上下水道設備の設置・使用料。
- (5) 大都市圏都市に存在する社会文化的施設や、緑地、スポーツ、レクリエーション施設などから徴収される市税、受益者負担金、料金。
- (6) その他収入。中央行政体からの援助、国内外からの借款と債券発行、電柱や道路壁からの広告税、各種の寄付、大都市圏都市が所有する動産および不動産による収入、提供するサービスへの料金、大都市圏都市が所有する企業の純益部分である。
- (7) 不動産税の一部。県行政体への配分15%を除いた後、徴収額の20%は大都市圏都市が受け取り、地区都市は徴収額の65%を配分される<sup>(42)</sup>。

## 第4節 イスタンブルにおける広域行政の財政と国家

### 1. 2つの特別行政機関の財政

イスタンブル大都市圏都市は、2つの特別行政機関を通じて国から資金を提供される。第1の特別行政機関は、イスキである。1981年の法律2560号、イスキ組織法によれば、この行政機関の歳入は次のような項目からなる。(1)水の販売と処理のため、定められた率に従い徴収された料金、(2)上下水道施設のサービスを受ける人から徴収する受益者負担金、(3)法律2380号と3004号に従って地方銀行から都市に配分される額の10%、(4)重要投資計画への国家支援などである。イスキの歳入は1990年では1兆1580億リラ(4億4600万ドル)であり、このうち操業収入は9064億リラ(収入の78.3%)、非操業収入439億リラ(同3.8%)、借款2074億リラ(同17.9%)となっている<sup>(43)</sup>。

イスキは、上下水道プロジェクトを外国資金の導入と利用者負担金によって進めている。プロジェクト資金の90%は外国資金である。このプロジェクトによって、230万人が排水処理サービスを受けられ、100万人が改善された給水システムを利用でき、海岸地域の人口密集地居住者も上下水道サービスを享受できる。費用として2億1800万ドルを借り入れた。返済猶予期間は4年、返済期間は17年間であり、利子率は通常の利子率である。イスキのプロジェクトは、イスタンブルにおける投資の11%を占める。上下水道料金による回収は88%であり、市当局からの予算措置を受けない。

第2の特別行政機関は、ボスピラス開発機構である。この機関は、ボスピラス保護の目的で定められた法律2960号(1983年11月、公報18229号)により、ボスピラスの保護とマスター・プランの作成に責任をもっている。その歳入源は次のとおりである。(1)一般予算からの援助。ボスピラス開発機構に一般予算から配分される額は、イスタンブル市の予算を通じて配分される。(2)法律3380号と3004号によって一般予算税収から市に移転される部分の2%。

1981～84年にこの条項はボスボラス開発上級調整当局によって「10%より少なくない比率」とされたが、後に6%となり、法律3239号によって2%に減らされた。(3)ボスボラス橋通過料金の10%。(4)国内外からの同地域のための寄付と援助、などである。

## 2. 国家による都市への財政的援助

### (1) 中央政府による都市への援助

中央政府は都市への各種の援助を行う<sup>(44)</sup>。第1に、大蔵省予算に含まれる充当金(appropriation)がある。都市による接収で生じた債務(expropriation debts)に充当したり、地方銀行の承認した計画に関わって生じた債務で、地方自治体が対処できないものを援助する。

第2に、内務省による「総合交通基金」がある。交通に関する都市が定めた義務的サービスでありながら、都市がその自己資金では対処できないとき、この基金が利用される。

第3に、不法占拠資金(法律775号による)がある。不法占拠資金は、公共事業・居住省が、ゲジェコンドの改善プロジェクトや土地購入に提供する資金である。1985年政令250号は、この基金を「大量住宅基金」に移したが、資金の利用に関する権限と権利は都市が有する。

この他に大蔵省は、都市、とくに大都市圏都市が地方銀行、他の国立銀行、および他の機関から借用した債務の支払いを保証する。また、地方銀行は、水、電気、下水などに関する調査と計画を準備する都市に対して、資金を増額できる。また、国家水利庁は、人口10万以上の都市の水道施設を整備する。これも国家による都市への援助である。ただし、人口3000人以下の都市における水道設備の整備は、地方銀行の責任である(1983年5月、法律2824号)。國家電力機構(TEK)は、都市や郊外の電力サービスに責任をもつ。1971年に法律1312号によって設置され、当初は発電業務に限定されたが、82年には都市における発電だけでなく配電設備の整備も行うようになった。

## (2) 国家による都市への援助、大量住宅基金

国家計画庁は、1984年に第2次大量住宅法(法律2985号、1984年公報18344号)を通過させ、81年の大量住宅法(法律2487号)を一部修正した。すでに述べたように、「大量住宅基金」を用いる多くの住宅を建設する組織は、85～86年には年平均17万3000戸に信用を提供し、住宅供給に大きな役割を果たした<sup>(45)</sup>。

1981年の大量住宅法は、大量集合住宅の供給促進を目的に、国家予算総額の5%を毎年住宅供給に配分し「大量住宅基金」を設けた。こうして1981年には総額1000億リラ(約4億ドル)がこの基金に配分された。また、基金の使用に関しては、基金の12%を住宅用の土地収用代金、80%を大量住宅プロジェクトのためのインフラと建物の建設代金、5%を住宅資材製造企業への支払い、他の3%を建築と資材開発に用いると定めている。しかし、基金の利用は、住宅協同組合や住宅組合連合、社会保険機構など非営利的な供給主体に限定されたため、利用から排除された民間の大規模建設企業などが強く反対し、第二次大量住宅法が成立した。

第二次大量住宅法は2つの点で、1981年の大量住宅法と異なる。第1に、国家予算から大量住宅基金への資金配分をやめ、大量住宅基金の新たな財源を定めた<sup>(46)</sup>。第2に、公的資金を利用できる組織として、民間の大規模企業や建設企業も容認した。

大量住宅基金の新たな財源としては、次のものがある。(1)アルコール飲料、非アルコール飲料、タバコなどの製造税の15%、(2)石油製品販売額の20%以下、他の燃料販売額の15%以下、(3)国家独占体によって輸入された輸入商品税、(4)電力消費税に対する10%の追加税、(5)観光目的で外国へ出るトルコ人旅行者に課せられた100ドル、(6)政府用地における住宅建設および工場建設の受益者負担金の25%以下などである。このうち(1)～(3)の合計が過去6年間、大量住宅基金の67%を占めた。

同法3条によれば、基金は次の目的に用いられる。(1)住宅建設組織や個人への信用保証、(2)利子の軽減補助、(3)住宅の大量建設地域における土地の提

供、(4)建設産業奨励のための投資および営業用の信用提供、(5)建築および建築資材の調査である。

第二次大量住宅法は、次のような変化をもたらした。第1に、個人が、一般の住宅市場から基金によって不動産信用を得ることを可能にした。第2に、住宅信用を得られる最大床面積が、従来の100m<sup>2</sup>以下から150m<sup>2</sup>に引き上げられた。また、個人については、以前の法が住宅非所有者に限定されていたのに対し、第二住宅やリゾート住宅の購入でも基金を利用できるようになった。実際には、資金不足から1989年5月「大量住宅補助法」(公報、1989年5月30日)によって、第二住宅やリゾート住宅購入のための貸出は、住宅需要が満たされるまで中止された。

大量住宅基金による貸出上限額はインフレのために増枠が必要になった。1988年には、床面積60m<sup>2</sup>以下の場合の融資条件は、貸出額450万リラ、頭金30万リラ、利率15%、返済期間15年であり、81~100m<sup>2</sup>の場合は450万リラ、頭金65万リラ、利率20%、返済期間15年であった<sup>(47)</sup>。その後、貸出の上限は1家族1500万リラに引き上げられた。返却期間は20年、借款の頭金は貸出規模によって定められ(10~60%)、申請者はこの額を頭金として預金する必要がある。

1984~86年の供給実績を全国レベルでみれば、「大量住宅基金」を用いる住宅建設組織はすでに述べたように年平均17万3000戸に信用を提供した。その他各政府機関が信用を提供した住宅は創設時からの年平均で2万4000戸であった。

### (3) 地方銀行による都市への援助

地方銀行はすでに述べたように、都市のインフラ整備を支援するものである。地方銀行は1933年に(法律2531号によって、都市銀行の名で都市法成立の3年後に)設置され、都市への財政的支援と技術的援助を行った。1945年(法律4759号)によって地方銀行と名称を変更した。地方銀行は、公共サービスを促進するために、自らが承認した関連プロジェクトを推進したり、県、都市、

農村の各行政体に信用を供与したりする。さらに、要請があれば、基礎地図、マスター・プラン、上下水道計画などを作成・提供する。

地方銀行は、こうした課題の遂行のために3つの主要な方法をとる。

(1)プロジェクトを推進する行政体に信用を提供する。借款の上限は都市歳入の15%であり、借款の返済期限は5~25年とし当該都市の歳入に応じて期間は定められる。(2)一般予算の税収を地方自治体に配分するうえで仲介的機能を果たす。(3)「都市基金」と「地方行政基金」を管理する。

## 第5節 イスタンブル財政の実態と1980年代の変化

1980、81年の全国都市財政統計では歳入と歳出が一致しない都市が多く、とくに後進的な地方の県に歳入過多の都市が多い。しかし1981年の新都市法、法律2464号の制定後、歳入額と歳出額は一致するようになった。実際、1991年に出版された新しい都市財政統計では、87年以降、収支は一致している。なお、都市財政統計は、個別都市のデータを集計して県ごとに発表するために、個別都市の財政状態は判明しない。そのため、本章では、県ごとの都市財政を、人口比に従って算出して各県の中心都市の財政を推定した。

イスタンブル市は1980年には県都市人口の61%を占めたため（表4参照）、人口比に従って、県都市財政の61%がイスタンブル市の都市財政と仮定する。これに対して、1990年にはイスタンブル市は県都市人口の98%を占めるので、イスタンブル県都市財政をほぼイスタンブル市の財政と見なすことができる。

歳入と歳出の点では、1980年にイスタンブルでは歳入が歳出の62%にとどまった。支出では経常支出が72%を占め、投資支出、すなわち調査支出、市所有の建物や設備の購入、また大型機械や車の購入が21%であり、資本形成と移転収支が6%，このうち債務支払いが2.3%であった（表4参照）。

1989年には歳入と歳出は、歳出項目では変更はないが、すでに述べたように額が一致するように変更された。支出では経常支出が30%に抑制され、投

資支出は52%に急増し、とくに建物設備が50%を占めた（表5参照）。資本形成・移転支出も19%に増加した。このうち債務支払いは、9.4%に増大した。機械の購入などでは1980年代に都市自治体の強化にともなって購入権限が増大し、そのために債務支払い比率が増加したといえよう。

歳入規模は、算出しなおした主要都市の歳入推定でみれば194倍になった（表6参照）。1980～89年の消費者物価上昇分28倍を考慮しても、歳入の伸びは著しい。1980年の収入構成は、税収が49%であり、とくに所得税と資産税（不動産税を含む）が32%であった。税収以外の収入が51%を占め、特別歳入（借款）と基金収入は歳入の6%に限られた。これに対して1989年の歳入構成では、一般予算税収のうち都市への配分が42%，都市の地方税が9%となり、税収が合計で51%となった。また、他の収入、援助、基金による収入が43%と大きな比率を占め、一般予算税収のうち都市への配分とほぼ同額になった。

主要都市の歳入推定を、1980年と89年で比較すれば、歳入の増加率はすでに述べたように194倍であるが、歳出の増加率は74倍に抑制されている（表6参照）。歳出でも非経常支出部分、すなわち、投資支出と資本形成・移転支出における増加率は194倍であり、逆に経常支出が抑制されている。また、税収部分での増加率は、一般予算税収で104倍、都市税で23倍であり、他の収入、援助、基金による収入が、都市歳入の増加率194倍をもたらしたといえよう。

1980年代の経済自由化政策のもとでトルコ随一の工業都市イスタンブルの都市財政に生じた変化は、他のいくつかの型の都市財政と比較することで明らかになってくる。比較の対象は、後進地域に位置し県庁が所在する小都市でマイノリティが居住し厳格な統制が行われているハッカリ、大規模な人口流出で農村地域でも人口が減少している黒海地域における停滞的な都市トラブゾン、伝統的な工業都市ガジアンテップ、近代的な工業都市メルシン、首都アンカラ、である。以下、順次イスタンブルと比較してみる。

第1に、ハッカリ県の（諸）都市における歳入は1980年に歳出の2.04倍あり、トルコの多くの都市とは著しい相違を示す（表6参照）。歳入が歳出よりも多かったのは、全国72県の（諸）都市のうち周辺地域に位置する後進的な11県

であった<sup>(48)</sup>。いずれも工業就業人口は全国平均以下である。人口比をもとにハッカリ市の1980年の歳入を推定し、同市人口で割った1人当たりの都市歳入は、2590リラとなる（表6参照）。イスタンブル市は2660リラであり、最先進地域と最後進地域という所得格差を無視して住民1人当たりの歳入（大半が税）をみれば、ほとんど同額である。しかし、ハッカリ市の住民1人当たりの都市歳出は1270リラにすぎず、イスタンブル市の4260リラに対して著しく低い。1人当たりの歳出が後進地域のハッカリでは極端に抑制されたために、財政は大幅な歳入過多（歳入が歳出の2.04倍）となり、対照的にイスタンブルでは歳出過多（同、0.62倍）となった。

1989年には他の都市と同様に、ハッカリでも歳入と歳出は一致するように変更された。1980～89年の時期に歳入増加は46倍であり、逆に、1人当たりの歳出増加は56倍となって、サービス提供が促進された。1989年には1人当たりの非経常支出額は2万5000リラ（約12ドル、1ドル＝2122リラ）であり、イスタンブルの15万3000リラ（約72ドル）の16%にすぎない。経済自由化政策によって市当局が積極的に投資し、増加する傾向を示す債務支払い比率は、後進地域の小都市ハッカリでは歳入の9.3%であり、1980年の7.5%よりわずかに増加したにとどまった。

第2に、停滞型の都市トラブゾンでは、1980年には経常支出が歳出の77%を占めたが、89年には70%に低下した。しかし、全国都市の同比率46%を大幅に上回っており、逆にいえば、投資支出と資本形成・移転支出の比率は低い。1980～89年の時期にトラブゾン市の歳入増加は51倍となり、逆に、1人当たりの歳出増加は27倍にとどまり、支出増加は抑制された。アンカラ、ガジアンテップという大都市における1人当たり歳出増加が72倍から101倍であり、イスタンブルが51倍であること著しく異なっている。歳出を抑制した停滞型の都市では債務支払い比率は、1980年に歳出の7.8%であったが、89年には5.7%に低下した。

第3に、伝統的な大工業都市ガジアンテップでは、1980年に経常支出は歳出の74%であったが、89年には60%に低下した。言い換えれば、この伝統的

な工業都市では1980年代に投資支出と資本形成・移転収支が増えたことを示す。事実、非経常支出は1980～89年の時期に258倍となり、イスタンブルの194倍を上回った（表6参照）。ただし、1人当りの非経常支出は2万2000リラと、6つの都市のなかで最低の数値であった。また、1人当りの歳出増加は100倍を超え、6つの都市のなかでは最もサービスを増加させた。またガジアンテップでは、投資支出などを増加させたが、債務支払い比率は1980年の8.1%から89年の4.9%に低下した。

第4に、近代的な新興工業都市メルシンでは、経常支出は1980年に歳出の77%であったが89年には48%に低下した。歳出に占める経常支出の比率は、1980年には周辺地域の小都市ハッカリ、停滞的な中都市トラブゾン、伝統的であるが大規模な工業都市ガジアンテップとほぼ同じ水準であり、全国都市の水準72%を上回った。しかし、経済自由化が進められた1980年代には、これら3都市と異なり、急速に全国都市の水準46%に近づき、逆に、投資支出は80年の11%（全国都市の水準18%）から、89年に33%となり全国都市の水準（同37%）に近づいた。1人当りの非経常支出は6万7000リラであり、イスタンブル、アンカラの半分以下であったが、この2大都市に次ぐ額を示した。

第5に、首都アンカラでは経常支出は1980年に歳出の78%と全国都市平均であったが、89年には急速に低下し39%となった。これにともない非経常支出は1980～89年の時期に248倍と急増し、イスタンブルの194倍を上回った。1人当りの非経常支出も、イスタンブルに次いで高く、12万4000リラとなつた。

第6に、首位都市で再度人口増加率を全国都市平均より高めたイスタンブルは、すでに述べたように、経常支出が1989年には30%と急減し全国の水準を大幅に下回った。1人当りの非経常支出は15万3000リラと、圧倒的に多くなった。首位都市イスタンブルは、1980年代の都市財政構造の変化のなかで、他の都市と異なる変化を体験した。すなわち、歳出増加はこの時期に74倍（6都市のうち3位）となり、歳入増加は194倍と急増した（同3位）。1人当りの歳入額は1980～89年の時期に81倍と急増し、しかも、最高の21万6000リラと

なった。1989年に一般予算税収の配分が全国都市平均と同じ42%であることを考慮すると、歳入額の急増は、他の収入、援助、基金が43%となり、全国都市平均37%を上回ったことにあった。このように考えれば、1980年代の経済自由化は首位都市イスタンブルの都市財源を大いに強化した。歳入増と、それにともなう1人当りの高い歳出額が、経済自由化のなかでトルコ随一の工業都市イスタンブル市に生じた、ひとつの財政的変化であった。

しかし、経済自由化のなかで巨大都市イスタンブルは、もうひとつの財政的変化を体験した。すなわち、歳出に占める債務支払い比率は1980年に6都市のうちで最も低い2.3%であったにもかかわらず、89年には9.4%となった（表5参照）。経済自由化のなかで巨大都市が歳入と歳出を拡大したこと、債務支払い比率が急増したのである。

### おわりに

1980年代の経済自由化と政治的民主化は、トルコ随一の工業都市イスタンブルを活性化し住民数を再び急増させ、同時に、イスタンブルの財政自主権を拡大した。イスタンブルの財政自主権の拡大は、一方で、都市財源の強化にも認められる。また、国家計画庁との事前の相談が必要ではあったが、外資を導入する投資計画も申請でき、国内外からの借款と債券発行も可能となった。他方では、イスタンブルの財政自主権の拡大は、投資支出である非経常支出の増加にも認められる。決定における地方自治体の裁量が強まった結果、イスタンブルは他都市に比べ積極的な投資を行い、市の建物や設備の拡充、大規模修理、必要機械の購入などを行った。しかし、こうした積極的な投資は、歳出に占める債務支払い比率を急増させることになった。第三世界の都市行政体が資金不足のなかで、増大する都市下層民への「社会経済的福祉」を拡充せざるをえないときに直面するディレンマである。都市行政体は、負担可能な債務支払い比率を自主的に判断し、返済計画を立てざるをえ

ないといえよう。

イスタンブル市は、3つの都市問題を抱えていた。第1の都市問題である大量の不法占拠住宅の問題に対しては、大量住宅基金によって住宅建設を民間の建設企業に委ねるという形で対処した。民間の建設企業は低価格住宅よりも、中・高価格住宅を供給する。市はこうした傾向を容認し、住宅問題への財政的な関与を回避したといえよう。第2の都市問題である環境保護の問題に対しては、イスタンブルではその対策の一部を、独自な財源を備えたボスボラス開発機構に委ねた。市は、環境保護の問題には徐々に関与しているといえよう。第3の都市問題である、脆弱な上下水道施設の整備対策については、これをイスキに委ねた。イスタンブル市にとって、給排水サービスの提供は、第1の都市問題である不法占拠住宅の環境改善を意味し、2つの都市問題を同時に克服する対策と位置づけられているといえよう。

イスキは、独自な財源を備え外資を導入し、人口急増による給排水サービスの提供悪化に効率的に対処しようとしている。確かに、外資を導入した積極的な都市基盤の整備は、資金の不足する第三世界において選択せざるをえない対策である。外資を導入した積極的な都市基盤の整備は、外資が流入する現段階においては、遂行可能である。しかし、問題は、外資の返済過程で発生する。上下水道の予定された料金（たとえば、 $1\text{m}^3$ で1.02ドル）を受益者が支払うことができ、事業の独立採算が想定どおり実現できるのかが、最大の問題である。さらに、最近では行政の効率化が十分でないと外国からの資金提供が遅れ、計画に遅れが生じるとの行政担当者による言もある。しかも、1994年の地方選挙で発生したように市の政権政党が交代したとき、どこまで自由化と外資導入政策が継続されるのかという問題も生じている。

外資を導入した都市基盤整備がこうした問題を抱え、しかも、イスタンブル市財政が債務支払い比率の急増に直面している事態は、イスキなど特別行政機関による都市基盤整備の将来を示唆しているといえよう。独自財源を備えた特別行政機関を通じ、外資も導入して遂行する都市の基盤整備は、将来的には資金援助を想定せざるをえなくなるといえよう。

〔注〕――――――

- (1) O. Ertuna, "Privatization of State Owned Enterprises: A Tool for Improving Competitiveness," *Boğaziçi Journal, Review of Social, Economic and Administrative Studies*, Vol. 7, No. 1-2, Spring-Summer 1993, p. 30.
- (2) Sanayi Odası, *Türkiye nin 500 Büyük Sanayi Kuruluşu*, Vol. 26, No. 306, August 1991, pp. 4-33.
- (3) Istanbul Chamber of Industry, *Journal of Istanbul Chamber of Industry, Turkey's 500 Major Industrial Enterprises*, No. 342, 1994, p. 39.
- (4) Tansi Senyapılı, *Gecekondu: Cevre İscilerin Mekani*, Ankara: Orta Doğu Üniversitesi Mimarlık Facultesi, 1981, p. 177.
- (5) E. Tümerkin, "Manufacturing and Suburbanizaiton in Istanbul," *Review of the Geographical Institute of the University of Istanbul*, No. 13, 1970-71, p. 5.
- (6) T. Akcura, "Urbanizaiton in Turkey and Some Examples," in P. Benedict, E. Tümerkin and F. Mansur eds., *Turkey: Geographic and Social Perspective*, Leiden: E. J. Brill, 1974, pp. 320-322.
- (7) Cahit Kayra, *Istanbul, Mekanlar ve Zamanlar*, İstanbul: AK Yayınları, 1990, p. 18.
- (8) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *1990 Census of Population*, Ankara, 1991, p. 29.
- (9) H. K. Karpat, "Bulgaria's Methods of Nation Building and the Turkish Minority," in H. K. Karpat ed., *The Turks of Bulgaria: The History, Culture and Political Fate of a Minority*, İstanbul: ISIS Press, 1990, p. 14.
- (10) *Yurt Ansiklopedist, İstanbul*, İstanbul: Anadolu Yayincilik A. S., 1983, p. 4021.
- (11) S. Nephan, "Squatter Settlement (Gecekondu) Problems in Istanbul," in Benedict, Tümerkin and Mansur eds., *Turkey...*, pp. 330-331.
- (12) *Yurt Ansiklopedist, İstanbul*, p. 4021.
- (13) R. Keles, *100 Soruda, Türkiye'de Kentlesme Konut ve Gecekondu*, İstanbul: Gercek Yagineve, 1983, pp. 197-198.
- (14) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *20,10, 1985 Census of Population, Social and Economic Characteristics of Population*, Ankara, p. 162.
- (15) Nephan, "Squatter Settlement...", p. 332.
- (16) *Yurt Ansiklopedist, İstanbul*, p. 4020.
- (17) Senyapılı, *Gecekondu...*, p. 179.

- (18) Ibid., p. 182.
- (19) R. Keles and H. Kano, *Economic Development and Social Consciousness, Turkey under the Developmentalism*, M.E.S.Series, No. 17, Tokyo: Institute of Developing Economies, 1986, p. 67.
- (20) Senyapili, *Gecekondu*…, p. 236.
- (21) Istiklar Alpar and Dr. Samiya Yener, *Gecekondu Artstirmasi*, Ankara: Sosyal Planlama Baskanligi, Arastirma Dairesi, 1991, p. 113.
- (22) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *Statistical Yearbook 1989*, Ankara, p. 266.
- (23) Kentkoop, *Yeni bir kentsel toplum yapisi ve yeni bir kentsel duzen icin*, Ankara, 1987, table 14.
- (24) State Institute of Statistics, *Statistical Yearbook 1989*, p. 260.
- (25) Istanbul Water and Sewerage Administration (ISKI), *Annual Report, Jan. 1. 1990-Dec. 12. 1990*, p. 20.
- (26) World Bank, *Istanbul Water Supply and Sewerage Project*, 1987, p. 55.
- (27) *Yurt Ansiklopedist, Istanbul*, 1983, pp. 4029-4030.
- (28) World Bank, *Istanbul Water Supply*…, p. 55.
- (29) ISKI, *Annual Report*…, pp. 12-14.
- (30) Ibid., p. 38.
- (31) Ibid., p. 24.
- (32) Keles and Kano, *Economic Development*….
- (33) *Yurt Ansiklopedist, Istanbul*, p. 4031.
- (34) R. Keles, *Environmental Issue and Policies, the Case of Turkey*, mimeo, 1991, p. 91.
- (35) R. Keles, "Municipal Revenues," *Turkish Public Administration Annual*, Institute of Turkish Administration for Turkey and the Middle East, Vol. 13, 14, 1987-88, pp. 21-23.
- (36) Keles, *Environmental Issue*…, p. 73.
- (37) Keles, "Municipal Revenues," pp. 23-24.
- (38) Keles, *Environmental Issue*…, p. 75.
- (39) Keles, "Recent Developments in Istanbul Municipal Finance," in M. Heper ed., *Democracy and Local Government*, North Humberside: The Eothen Press, 1987, p. 44.
- (40) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *1989 Financial Accounts, Municipal and Provincial Special Administrations*, Ankara, 1991, p. 20.
- (41) Keles, "Municipal Revenues," pp. 28-29.

- (42) Keles and Kano, *Economic Development*..., p. 45.
- (43) ISKI, *Annual Report*..., p. 72.
- (44) Keles, "Municipal Revenues," p. 40.
- (45) Keles and Kano, *Economic Development*..., p. 31.
- (46) Keles, *Environmental Issue*..., pp. 88-89.
- (47) *Konutbirlilik*, March 1988, p. 27.
- (48) State Institute of Statistics, Republic of Turkey, *1980-82 Final Accounts Municipal and Provincial Special Administrations*, Ankara, pp. 2-15.